

令和7年度 上越市立直江津東中学校いじめ防止基本方針

はじめに

上越市立直江津東中学校いじめ防止基本方針（以下：基本方針）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第13条の規定 及び 上越市いじめ防止基本方針（令和6年3月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止などのための対策を効果的に推進するために策定するものである。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【具体的ないじめの態様例】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品、物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ インターネット、SNS等で、誹謗中傷や嫌なこと等をされる。 等

【本校で起こったいじめ事案】

- ・ 冷やかしやからかいがあった
- ・ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われた
- ・ 仲間はずし、集団で無視をされた
- ・ わざとぶつかられた、叩かれた、殴られた、蹴られた
- ・ 金品をたかられた
- ・ 物を隠された
- ・ 物にいたずらされた
- ・ 携帯・スマホを利用した誹謗中傷、画像等の拡散、SNSアカウントを不正利用した。

1 いじめの防止に対する基本的な考え方

(1) 基本方針の内容

- ①いじめに対する取組として「未然防止」「早期発見」「即時対応」を柱とし、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめ問題全般に係る内容を定める。
- ②基本方針が機能するために評価を盛り込む。

(2) 基本方針の策定上の留意事項

- ①基本方針は、学園運営協議会、本校ホームページに公開し、家庭や地域と連携した基本方針になるよう努める。
- ②学校全体でいじめの防止に取り組むため、学校評価、生徒会などから意見を取り入れ、生徒の主体的な参加ができるよう努める。
- ③策定した基本方針は、学校だよりなどを通じて、積極的に公開する。

2 いじめの防止などの対策のための組織

(1) 設置の目的

- ・いじめ防止対策推進法第22条を受け、本校にはいじめの防止などに対する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」による、いじめの防止などの対策のための組織（以下：組織）を設置する。

(2) 構成員

- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、生徒会主任、養護教諭、スクールカウンセラー、直東学園運営協議会理事長、生徒指導支援員

(3) 役割・内容

- ・基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認、指導や支援の方針の決定と保護者との連携といった対応の中核としての役割

(4) 生徒指導に係るその他の組織

①生徒指導推進委員会

週1回開催し、主に問題行動に関する情報交換、指導の方向性などを協議し、全教職員に周知徹底を図る。構成員は校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、養護教諭、生徒指導支援員

②教育相談部会

週1回開催し、主に不登校生徒に関する情報交換、指導の方向性、校内適応指導学級の運営に関することなどを協議し、全教職員に周知徹底を図る。構成員は校長、教頭、生徒指導主事、教育相談部員、スクールカウンセラー、生徒指導支援員

3 いじめの防止などのための具体的な取組内容

(1) 未然防止

- ①学級づくりを中核とした安全で、安心な風土づくり・・・東魂プロジェクトの取組と関連付け
 - ・アセスを活用した学級づくりの研修の充実、年2回実施する生徒理解の会
 - ・外部講師を活用した学級づくりに関する校内研修の実施
- ②生徒会が中心となっていく居心地の良い集団づくり・・・東魂プロジェクトの取組と関連付け
 - ・体育祭、音楽祭などの全校行事を中核とした集団づくり
 - ・学校生活向上のための専門委員会活動の充実
- ③いじめを生まないための規範意識の向上→道徳教育、人権教育・同和教育の計画的な実施
- ④すこやかネットワーク（小中連携組織）が中核となった社会性の育成
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会を中核とした強調月間の実施（6月、11月）
 - ・小学校6年生との交流会、入学前説明会による中1ギャップ解消のための取組

(2) 早期発見

- ①定期的なアンケートによる実態把握
 - ・月1回行う「月の生活アンケート」の実施
（学級担任→学年主任→生徒指導主事→校長・教頭と確実な報告体制の定着）
 - ・アセスの実施・分析
- ②週1回ある生徒指導推進委員会、教育相談部会での情報共有、指導の方向性の決定
- ③教育相談の充実（年3回の定期教育相談、チャンス相談の実施）
- ④生活習慣づくりノート、週末に行う週の振り返りの活用
- ⑤教職員間の情報共有の励行（生徒下校後の教務室ミーティングの充実）
- ⑥日常の観察

(3) 即時対応

- ◆学級担任、学年部だけで指導を行うのではなく、組織全体で対応することが前提
- ①報告・連絡・相談の確実な実行
 - ・学年生徒指導、学年主任から生徒指導主事へ、生徒指導主事から校長・教頭へ、校長の指示の下、生徒指導主事と教頭で対応を協議し、指示を出す。
- ②事実が判明したら、できるだけ早く情報収集を行う。
 - ・被害側の本人、保護者の意向を確認しながら、できるだけ早く情報収集を行う。
- ③事実が整理できたら、被害生徒の思いを大切にしながら加害生徒への指導を行う。
 - ・緊急を要する場合には、加害生徒を別室で指導し、被害生徒の安全確保を最優先する。この判断は機を逃さず行う。
 - ・加害生徒には、いじめを行う背景があることも考慮し、一方的な犯人扱いにならないよう慎重に、粘り強く指導する。ただし、ならぬものはならぬ…という毅然とした姿勢を崩さない。
 - ・事態が落ち着くまで、しばらく1日の終わりに、その日の指導の経過や被害生徒の学校での様子などを家庭に連絡を行う。

(4) ネットいじめなどに対する対応

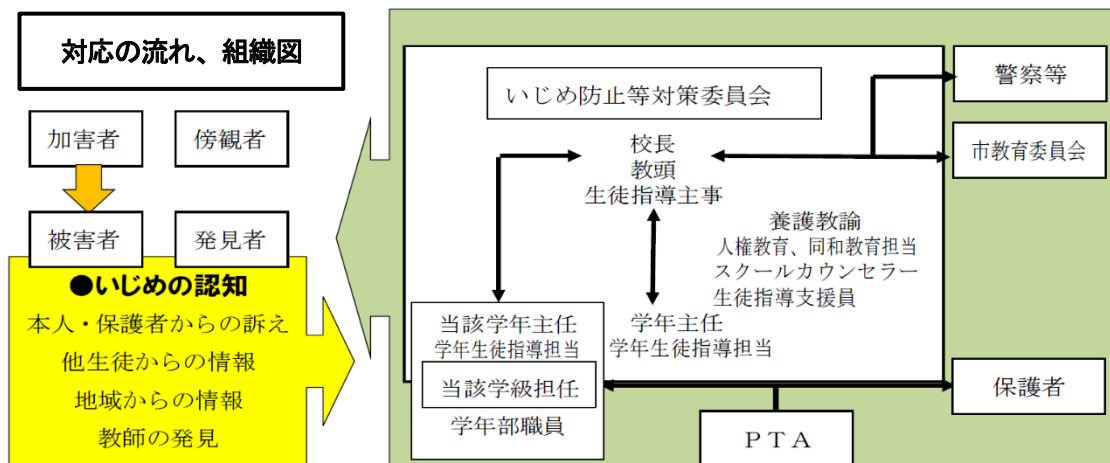
◆原則として(3)にあげた対応に準ずる。ただし、情報が拡散しないような迅速な対応が必要である。

①情報拡散防止のための配慮

- ・いつ、誰に情報を送信したかなどの情報を収集する。
- ・誹謗中傷の文章、画像・動画などを端末から消去させる。
- ・情報の拡散の実態、消去の状況など、細かな点まで被害生徒・保護者に指導の経過を伝える。

②ネットパトロールなどの外部機関との連携

- ・県警サイバー犯罪対策課、市教委との連携で、細かな情報の収集、指導の充実に努める。



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品などに重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などを想定
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ・年間30日を目安である。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。

(2) 重大事態発生時の対応

教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体などについて指導・助言を受ける。

○学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を教育委員会に報告する。
- オ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置を取る。

○学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。